

平成 29 年 4 月 21 日

立川市教育委員会
図書館長 土屋 英眞子 様

立川市図書館協議会
会長 田ヶ谷 省三

中央図書館の望ましいあり方についての意見書

図書館法第 14 条に規定されている「図書館協議会」は、図書館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関と定義されている。

立川市図書館のネットワークは、直営の中央図書館と 8 つの指定管理者による地区図書館となっており、今後の統括館としての中央図書館の望ましいあり方について、検討結果を意見書としてまとめた。

【目指すべき姿】

立川市図書館は、第 4 次長期総合計画の施策「生涯学習社会の実現」に位置付けられた計画として、立川市の将来像である「にぎわいとやすらぎの交流都市 立川」の達成に向けて、人と資料・情報をつなぐ場、人と人をつなぐ場であり、課題解決のヒントを与える場として「人と情報が交差する図書館、情報の収集・提供を通して市民とともに育ち、人の力でつなぐ図書館」を目指している。

平成 27 年 7 月に策定された「立川市第 2 次図書館基本計画」では、昭和 52 年 12 月に策定した「図書館行政基本計画」に定められた本市の図書館行政を行う上での基本となる図書館づくりの 5 本の柱「①身近なところにある図書館②くらしに役立つ図書館③親しみやすく利用しやすい図書館④誰でも利用できる図書館⑤読書の自由を保障する図書館」を堅持・踏襲し、「地域の情報拠点として、くらしに役立つ身近な図書館」を基本理念とし、3 つの施策の柱を掲げ取り組んでいる。一点目は、資料収集方針に基づいた計画的な蔵書構成の維持、二点目は図書館サービスの拡充、三点目が地区図書館の管理・運営が指定管理者に移行する中での中央図書館の望ましいあり方の検討を含む図書館の効果的な運営である。

【中央図書館の現状】

平成 25 年の図書館新システム導入前は、貸出冊数、利用者登録ともに若干微減傾向であったが、システム導入と相互利用の開始、平成 27 年 7 月からの平日開館時間の延長等により、各種サービス利用が微増に転じた。

毎年度実施の市民満足度調査では、よく利用している人の割合が高く、市民に一番身近で誰もが利用しやすい公共施設であり、中央図書館での利用者登録は 41,000 人を超え、年間貸出は 590,000 冊を超えている(平成 27 年度実績)。

地区図書館全 8 館の運営体制が指定管理者による管理・運営に移行した中において、立川市全域に対する図書館サービスの計画立案、実施の中心的役割の重要性はますます高まっている。

【地区図書館への指定管理者制度導入の検証】

地区図書館への指定管理者制度導入は、平成 22 年 6 月に幸と錦の 2 館への試行からスタート

し、平成 25 年 4 月に西砂、高松、若葉に、平成 27 年 4 月には柴崎・上砂・多摩川とすべての地区館に導入した。導入により、開館日・開館時間の拡大や、新たな事業の実施、接遇の向上等市民サービスの充実に取り組んでおり、直営時と比較して利用者数が増加し、利用者満足度も向上するなど一定の成果が得られている。

一方で、5 館と 3 館にグループ化した指定管理者 2 者による管理運営は、市図書館としてのサービスの統一性・均一性の確保や、学校をはじめとする各種団体等との連携、モニタリングや連絡調整事務の効率化等、グループ化による影響がないとは言いきれない。また、多様な利用者ニーズに応えるために、仕様や人員体制を見直していく必要がある。

【中央図書館の課題】

ハード面では、閲覧席の確保やわかりやすい施設案内、映像資料の媒体の変化に伴う視聴覚資料コーナーの改善等、環境整備に課題があり、統括館として立川市図書館情報総合管理システムの維持管理の継続も大前提となる。また、公共施設としては帰宅困難者のための一時避難施設としての機能も求められている。

ソフト面では、中心館としての全市的な図書館サービス計画や図書館政策の立案・進捗管理、さらに蔵書構成や保存体制の継続等様々な図書館運営のノウハウの継承に加え、市民の利用のしやすさや課題解決機能の強化、地区図書館の統括も含めたサービスの向上と継続性・統一性の確保といった機能の強化が求められている。また、これら課題の解決と機能強化には、司書としての専門知識に加え、図書館政策の立案と実施、市民や学校等関連機関との信頼関係の確立や、庁内連携、情報発信等により、資料と人をつなぐ力を持った人材の育成も求められている。

一方、少子高齢化・人口減少社会の到来への対応として行財政改革に取り組み、持続可能な行政サービスへの対応も全市的課題となっている。

【中央図書館の望ましいあり方についての提言】

立川市中央図書館は、立川市図書館ネットワークの統括館として、10 年先、20 年先の将来にわたり立川市の図書館全域サービスに責任を持つ図書館でなければならない。そのために中央図書館として持つべき機能は、図書館政策の立案と実施、図書館運営の礎となる計画や蔵書等各種基準の策定と見直し、図書館ネットワークシステムの構築と運営、各種図書館サービスの向上に継続的に取り組むことであり、目指すべき姿の図書館の実現に努めなくてはならない。また、中央図書館内外のわかりやすい利用案内や、気軽に利用者が相談できる相談案内など利用環境改善に向けた館内レイアウトの変更も視野に入れるべきである。一方、図書館職員の能力の向上も不可欠であり、司書等専門知識や市民との協働に加え行政としての視点も兼備していることは、前提となるものである。

全ての地区図書館に指定管理者制度を導入することで、開館時間の延長や休館日の減など一定のサービス向上を図ってきたが、立川市図書館が約 40 年の歳月をかけて作り続けてきた蔵書や図書館サービスは、日々の図書館業務の積み重ねであり、そのノウハウとともに全市民の財産であり、引き続き市民の課題解決に活用されなければならない。そのためにもノウハウの蓄積が失われることの無いように、継続性のある直接的な図書館行政による柔軟な図書館運営が中央図書館には必要である。もちろん各図書館業務において省力化の検討は必要であり、前例踏襲に陥ることなく改革は行われるべきである。

中央図書館は、人と資料をつなぐ力を高め、図書館機能をさらに強化するとともに、立川市図書館の維持・継続・発展に向けて地区図書館を統括していくことにより、その責任を果たしていかたい。

第 20 期立川市図書館協議会委員

会 長	田ヶ谷 省 三
副会長	真 田 康 幸
委 員	飯 田 芳 男
委 員	飯 塚 信 也 平成 29 年 3 月 31 日まで
委 員	小 井 節 子
委 員	稲 葉 彰 子
委 員	榎 本 真 知 子
委 員	太 田 潤
委 員	藏 重 佳 治 平成 29 年 4 月 20 日から
委 員	島 田 京 子
委 員	関 研 二
委 員	松 本 千 佳 子
委 員	山 田 廣 幸